

# くらしの税情報

## 平成21年度から個人住民税が変わります(主な改正点)

平成21年度から実施される個人住民税の主な税制改正は次のとおりです。

### 公的年金から個人住民税が特別徴収されます

公的年金を受給されている方で、今まで納付書や口座振替でお支払いいただいていた公的年金にかかる個人住民税が、当該年金から自動納付(天引き)されるようになります。このしくみを個人住民税の特別徴収制度といいます。(納付書や口座振替で納付する方法を普通徴収といいます。)

導入の目的	高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、特別徴収制度を導入するものです。
対象者	当該年度初日(4月1日)において65歳以上の個人住民税の納税者の方で、当該年金の年額が18万円以上である方 ただし、当該年度の特別徴収税額が公的年金等の給付額の年額を超える場合などは対象となりません。
対象となる年金	老齢基礎年金等
徴収する税額	公的年金等に係わる所得に対する個人住民税の所得割額及び均等割額 公的年金等以外の所得に係る所得割額は、按分等により計算されます。
実施時期	平成21年10月支給分から実施

### 特別徴収のイメージ

上半期の年金支給月(4月、6月、8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1を仮徴収します。  
下半期の年金支給月(10月、12月、2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収税額を控除した額の3分の1を本徴収します。  
なお、特別徴収を開始する年度または、新たに対象となった年度は、上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施します。

### 特別徴収の時期・対象税額

方法	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

### 特別徴収を開始する年度における徴収

方法	普通徴収		特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

この制度に関する事項は、総務省にて現時点で確認できたものです。詳細については変更になる場合がありますのでご了承ください。今後も国から制度の詳細について通知があり次第、随時ご案内していく予定です。